

使用料金表

R7.4.1現在

港湾施設名		使用区分	単位	酒田港	加茂港	鼠ヶ関港	留意事項	
岸壁 物揚場 船揚場	総 ト ン 数	総トン数5トン未満	1トン1年につき 24時間につき	4,600 171	2,300 90	2,300 90	県内の港湾又は漁港に船籍を有する船舶は所定の使用料の額の1/2相当額。	
		総トン数5トン以上50トン未満		345	171	171		
		総トン数50トン以上100トン未満		518	262	262		
		総トン数100トン以上150トン未満					使用トン数及び使用単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
		総トン数150トン以上	1トンにつき 内航船 外航船	5.19 4.72	2.59 2.36	2.59 2.36		
	全 長	使用時間12時間以内						
		使用時間が12時間を超え24時間まで	1トンにつき 内航船 外航船	6.93 6.30	3.46 3.15	3.46 3.15	※1 R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ航路に係るコンテナの荷役及び当該期間に月1回以上の頻度で運航を開始するハルク船に使用する場合は1/2減免。(R7.4.1 県土整備部長通知)	
		24時間を超える12時間までごと	1トンにつき 内航船 外航船	3.46 3.15	1.72 1.57	1.72 1.57		
	全 長	総トン数の表示がない船舶その他船舶に類する施設 10m以上50m未満	24時間につき 内航船 外航船	172 157	92 84	92 84	※注1	
		50m以上	24時間につき 内航船 外航船	346 315	172 157	172 157		
		プレジャーボート	船舶の長さ1m1月につき	566	470	470	※プレジャーボート:スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶(登録を受けた漁船を除く)	
係船ロープ		使用時間24時間まで	1本につき 内航船 外航船	11,550 10,500				
		24時間を超える12時間までごと	1本につき 内航船 外航船	5,770 5,250				
係船浮標 係船くい	係留時間24時間まで	総トン数1トンにつき 内航船 外航船	1.15 1.05				使用トン数の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
	24時間を超える12時間までごと	総トン数1トンにつき 内航船 外航船	0.57 0.52					
公共臨港線	貨物1トンあたり	輸送距離100mにつき	3.77				貨物重量及び輸送距離に満たない場合はその単位まで引き上げる。	
軌道走行式荷役機械	コンテナクレーン	30分までごと	34,600				R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ航路に係るコンテナの荷役に使用する場合は1/3減免。(R7.4.1 県土整備部長通知)	
移動式荷役機械 ふ頭荷捌地	リーチスタッカー	30分までごと	1,920					
	使用期間が4日を超える30日まで	1m ³ 1日につき	12.10	6.02	6.02		4日以内の場合は使用料を徴収しない。	
	使用期間が30日を超える場合		24.20	12.10	12.10		使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。※1と同様	
	コンテナヤード	1TEU1日につき	101				R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ航路に係るコンテナの荷役に使用する場合は1/2減免。(R7.4.1 県土整備部長通知)	
冷凍コンテナ用電源施設		1kwhにつき加算	31				使用電力量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
木材荷捌地		面積1アール15日につき	1,040				使用面積及び期間の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。※1と同様	
上屋	使用期間15日以内の場合	1m ² 1日につき	14.50				使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
	15日を超える30日まで		29.02					
	30日を超える場合		43.54					
	CFS上屋	1m ² 1日につき	20					
	CFS上屋内事務室	1月につき	44,810				使用期間がその単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
	コンテナ管理施設	1m ² 1月につき	1,270					
	天井クレーン	1時間につき	4,890					
	くん蒸上屋	貨物1トンにつき加算 加温設備の使用1日につき※	142 24,800				貨物の重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。 ※加温設備使用料には、別途燃料代等が必要となる。	
野積場	使用期間15日以内の場合	1m ² 1日につき	2.37	1.18	1.18		使用面積の単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
	15日を超える30日まで		3.32	1.65	1.65			
	30日を超える場合		4.28	2.12	2.12			
船舶給水施設	内航船	時間内給水1m ³ 当たり 時間外給水1m ³ 当たり	561 719		818 1,043		給水量が単位に満たない場合はその単位まで引き上げる。 (ただし、小数第二位以下切り捨て)	
	外航船	時間内給水1m ³ 当たり 時間外給水1m ³ 当たり	510 654		744 949		※注2	
廃棄物選別施設		1m ³ 当たり	141				容積が単位に満たない場合はその単位まで引き上げる。	
廃油処理施設	ビルジ又は廃油	1トン(1000L)当たり 内航船 外航船	2,140 1,950				重量が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
酒田PBS (第1・第2共通)	使用期間が1月末満の場合	船舶の長さ1m1日につき	135				船舶の長さ及び使用期間が単位に満たない場合は、その単位まで引き上げる。	
	使用期間が1月以上の場合	船舶の長さ1m1月につき	662					

算出した使用料の額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

※注1

総トン数で計算	ガット船 作業船、調査船 曳船、引船、押船 貨物船、油槽船 ケミカルタンカー、セメントタンカー 汽船、機船 客船 漁船
全長で計算	グラブ浚渫船 コンクリートミキサー船 土運船 起重機船 台船、碎船

※注2

時間内	月曜日～金曜日	8時30分から17時00分
土曜日		8時30分から12時30分
時間外	(休日及び1月2日、1月3日、12月29日～12月31日を除く)までに開始する給水	

入港料 (港湾管理条例施行規則により700t以上の船舶から徴収する)

内航船	1.26 円
外航船	2.30 円

R6.8.1～R9.7.31まで定期コンテナ船で入港回数が偶数回目の場合は入港料が免除となる。(R7.4.1 県土整備部長通知)